

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第四号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十三号中「第四十二條」を「第四十二條第三項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。